平成３０年（フ）第１９４号
相模原市中央区高根２丁目２番５号　レオパレスフォンテーヌ204号室
債務者　白井　　聡
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４８号
愛知県常滑市苅屋町３丁目48番地　コスモリヴェール　101号、従前の住所愛知県東海市名和町北脇30番地　華小路（102号）
債務者　谷川　香子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３５３号
名古屋市港区八百島２丁目1603番地　ディアコート201号
債務者　竹本　洋子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５２６号
愛知県北名古屋市九之坪天神19番地　緑地園マンション106号
債務者　沖　　洋市
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５号
沖縄県宮古島市城辺字長間2372番地２
債務者　仲間　幹雄
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成３０年（フ）第２７号
北海道北見市中央三輪４丁目518番地79　ルミエールⅡ　202号、前住所北海道北見市花園町46番地10　メゾン花園202号
債務者　佐藤　健太
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
北海道北見市新生町60番地39　ゆうあいハイツ２階Ｃ号、前住所北海道北見市田端町14番地７
債務者　加藤　神也
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
山形県西置賜郡白鷹町大字山口179番地の１
債務者　石橋　早織
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第３０号
山形県米沢市赤芝町1566番地の４
債務者　岩崎　浩二
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第３７９号
埼玉県志木市上宗岡５丁目18番18―409号
債務者　大谷　　等
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６３７号
埼玉県上尾市今泉１丁目４番地17　翠マンション205、旧住所埼玉県上尾市大字畔吉1358番地７　リヴェール201
債務者　神保　　等
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６４７号
埼玉県幸手市中５丁目31番13号
債務者　小倉　知之
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２４６号
埼玉県吉川市きよみ野４丁目１番地２　ゼファーきよみ野グリーンアヴェニュー　Ｂ―306
債務者　工藤　美幸
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１１４号
埼玉県本庄市児玉町吉田林73番地　パレスコートミカツ204号室、旧住所埼玉県本庄市児玉町児玉1089番地１　ラフィネ．３―Ａ
債務者　廣瀬由香理
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１３０号
埼玉県熊谷市石原1263番地32
債務者　石渡亜由美
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１５０号
埼玉県東松山市箭弓町２丁目13番22号　セサミハイツ101
債務者　大崎　進一
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１８号
千葉県鴨川市八色1243番地１　大日２―202
債務者　川村　治久
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所館山支部